

「白老駅北観光商業ゾーン物販施設（しらおいチャレンジショップ）」  
事業者追加募集について

新型コロナウイルス感染症の拡大により売りに上げに大きな影響を受けた白老町内で営業している店舗や新たに店舗出店を希望する事業者が販路拡大や新規出店を行うことで、白老駅北観光商業ゾーンにおける賑わいを創出し、新たな店舗の増加により地域経済を活性化させることを目的としています。

## ○概 要

場 所	白老郡白老町若草町1丁目1番（3店舗中S L側）
面 積	28.75㎡（1店舗あたり）
事業主体	白老町
運営管理	一般社団法人白老観光協会
募集件数	1店舗
契約期間	契約日より3年以内（再契約も可能とするが、公募による選考結果によるものとする。）
貸 付 料	月額37,000円※税込、光熱水費は別途実費 ※令和7年3月まで月額27,000円
開 業 日	令和4年5月1日（日）以降

## ○応募業種

観光客向けに営業する小売業またはサービス業とする。ただし、下記に該当する場合は対象外とする。

- （1）周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑行為を及ぼすおそれがあるもの
- （2）政治、宗教に関するもの
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定するもの、またはこれに類する業種
- （4）店舗運営に際し関係法令の許可を得ていないもの
- （5）公序良俗に反すると判断されるもの

## ○応募要件

下記の要件を満たすこと

- (1) 白老町内で店舗を運営している法人または個人、もしくは白老町内で新たに店舗を運営する法人または個人
- (2) 法人の場合は白老町内に店舗または事務所を有すること、個人の場合は白老町内に住民登録をしていること
- (3) 複数により構成された団体（コンソーシアム）が1店舗を共同利用することも可能とするが、その場合は代表者を置くこと
- (4) 9時から20時の間に1日4時間以上、かつ週4日以上営業すること。ただし、営業時間と休業日は任意に設定できるものとする
- (5) 契約期間の終了後、白老町内において店舗を開設し運営する意思のある法人または個人
- (6) 町税等の滞納がないこと
- (7) 白老駅北観光商業ゾーン物販施設選考委員会が適当と認めるもの

## ○選考方法

白老駅北観光商業ゾーン物販施設選考委員会による書類選考

決定通知は令和4年4月下旬予定

※選考結果は申込者全員に通知します。結果に関する問合せには応じません。

※選定後、希望場所を聞取りますが、重複した場合は抽選とします。

## ○提出書類等

出店応募用紙、事業提案書、納税証明書、登記簿謄本の写し（法人のみ）、住民票の写し（個人のみ）店舗運営に必要な許認可を受けている場合には証明書類の写し

令和4年4月20日（水）午後5時まで（※郵送の場合は同日必着）上記書類を郵送または持参により白老町役場産業経済課観光振興グループへ提出してください。なお、提出書類は返却いたしません。

送付・問合せ先

〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号

白老町役場産業経済課観光振興グループ

電話：0144-82-8214（課直通）

E-mail：kanko@town.shiraoi.hokkaido.jp

## ○注意事項

### (1) 店舗設備に関する注意事項

- ・店舗内では調理はできませんので、食品の提供を希望する場合は、調理済みの食品を冷蔵庫などで保管する、またはレンジ等で食品や飲料を温める程度は可能ですのでお問い合わせください。
- ・店舗には、流し台（間口 1,200cm×奥行 550cm）、手洗い器、照明、があります。が、その他の販売に必要な備品、物品等は事業者が用意、設置してください。
- ・店舗への塗装、直接打設や接着等は可能ですが、退去時に原状の回復をお願いします。また、その場合は運営管理者（観光協会）に事前相談してください。
- ・装飾物や掲示物等は必ず店舗内に納め、地震による落下や転倒、移動が起きないように確実に固定してください。また、壁、床、天井などに釘などで穴を空ける行為など傷や跡の残る固定をする場合は、退去時の原状回復と運営管理者への事前相談が必要です。
- ・契約電力は主開閉器契約 100A（各店舗は 40A）、従量電灯 C となります。
- ・コンセントの仕様は、単相 100V となります。
- ・電話及びインターネット回線はありません。
- ・契約期間終了時、店舗の原状を回復し、清掃を行ってから退去願います。
- ・火災保険以外の保険につきましては、事業者自ら加入願います。
- ・店舗を汚損、破損した場合は必ず運営管理者に届出をしてください。
- ・店舗や設備を故意または過失によって破損したと認められる場合や、事前の申請とは異なる内容を実施して破損した場合等は、修繕料等を請求することがあります。

### (2) 営業期間中の注意事項

- ・ゴミは店舗ごとに毎日適切に処理し、環境美化に努めてください。
- ・店舗内の適切な管理と周辺の美化、清掃活動及び除雪の実施にご協力願います。
- ・鍵は事業者自身で管理していただきます。鍵を紛失した場合には交換費用や修理費を全額負担していただきます。
- ・閉店時間中や店舗を離れる際は、必ず店舗の施錠をし、盗難やいたずら被害の防止に努めてください。なお、無人営業はできません。
- ・食中毒や感染症などが発生しないように十分注意してください。
- ・場合によって運営管理者より営業中止などの指示を出すことがあります。その際は必ず指示に従ってください。

(3) 貸付料(家賃)・光熱水費について

・貸付料(家賃)については毎月前月の前払いです。運営管理者(白老観光協会)への支払いとなります。

・1月に満たない場合も1月分の金額となります。

・上下水道(個別契約)

各店舗の個別メーターにより直接白老町に支払いとなります。

・電気料金について

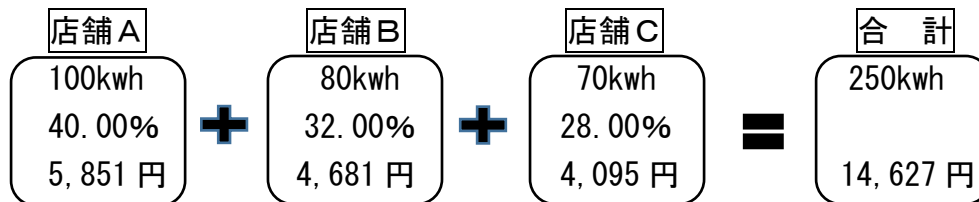
物販施設の北海道電力(株)との契約は施設全体においてC電灯、20KVA(基本料金6,820円固定)での一括契約となります。

各店舗の電気料金の負担については、北海道電力(株)からの請求額に対し、各店舗の使用電力量に応じた按分により負担していただき、運営管理者(白老観光協会)からの請求・支払いとなります。

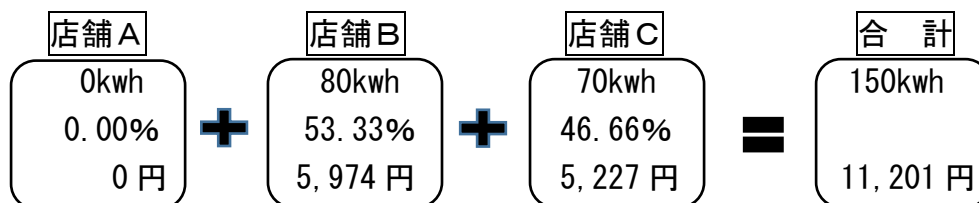
なお、施設の利用状況による負担増や、北海道電力(株)との契約の見直しなど、変更となる場合がありますので、ご理解願います。

電気料の計算方法

例1 3店舗の合計が250kwhの場合



例2 2店舗の合計が150kwhの場合(店舗Aが契約前または契約終了など場合)



※電気料の計算は通常「例1」での計算方法ですが、同じ使用電力量であっても、「例2」のように基本料金(6,820円)の按分によって料金が変わることがあります。